

令和 7 年度 一般社団法人奥四万十高知
総合観光情報誌での奥四万十プロモーション制作事業委託業務
公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、令和 7 年度 一般社団法人奥四万十高知 総合観光情報誌での奥四万十プロモーション制作事業の業務委託先を適正かつ公正に選定するために、プロポーザル方式により企画提案を選定する手続きに関して、必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和 7 年度 一般社団法人奥四万十高知 総合観光情報誌での奥四万十プロモーション制作事業委託業務

(2) 業務の目的

一般社団法人奥四万十高知（以下「当法人」といいます。）では、奥四万十エリアの各市町の主な見どころや名所、グルメなどを紹介する観光ガイドブックを作成し、各所に設置・配布を行っています。現在の観光ガイドブックで足りていない情報の補完および奥四万十エリアのブランディング強化が必要と考えています。

そこで本業務では、「須崎市」「津野町」「梶原町」「中土佐町」「四万十町」の 5 市町で構成される「奥四万十」地域の魅力を一つの観光エリアとして、観光振興による地域活性化を図るため、全国的に知名度の高い総合観光情報誌のブランドとそのノウハウを活用し、当該地域の歴史・文化・自然・食・イベントなど多様な魅力を発信するための総合観光情報誌（観光ガイドブック）を制作します。これにより、高知県中西部・奥四万十エリアのブランディング強化、観光誘客の促進、地域の活性化を図ります。

(3) 業務の内容

別途定める「令和 7 年度 一般社団法人奥四万十高知 総合観光情報誌での奥四万十プロモーション制作事業仕様書」のとおりとします。

(4) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 31 日まで

3 見積限度額

4, 000, 000 円（消費税を含む）

4 審査委員会の設置

別途定める「令和 7 年度 一般社団法人奥四万十高知 総合観光情報誌での奥四万十プロモーション制作事業公募型プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき、審査委員会を設置します。

5 企画提案者の決定方法

公募型プロポーザル

6 資格要件

参加者の資格要件は、総合観光情報誌制作に関する専門的なノウハウを持つ事業者で、次の条件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること
- (2) 参加申し込み時点で、奥四万十エリア内の5市町（須崎市・津野町・梶原町・中土佐町・四万十町）いずれかの「指名競争入札参加資格停止措置要綱」に基づく指名停止措置を受けていない者であること
- (3) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規定」に基づく入札参加資格停止処分を受けていないこと、同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと
- (4) 事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な経営基盤を有し、かつ資金等に十分な管理能力を有していること
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税、市町村税、法人税を滞納していないこと

7 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では予め定められた審査基準に基づき、厳正かつ公正な審査を行い、契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際し、企画提案者の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と当法人は、企画提案の内容をもとに、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という）を行います。この交渉が整ったときには契約の手続きに進みます。5日以内に交渉が整わない場合、次点者に選定された者と、改めて交渉を行うこととなります。

8 質疑と回答

質疑は質疑書（別紙様式1）により受け付けることとし、電話又は口頭による質問は受け付けません。

- ・受付期限：令和7年7月11日（金）17時まで【必着】
- ・提出方法：電子メール、又はFAX（電話により着信の確認をすること）

メール：oku4man-to@md.pikara.ne.jp

質疑と回答の内容は、令和7年7月14日（月）までに当法人の公式HPに掲載します。

9 参加申込及び資格要件の審査

本プロポーザルの参加申し込みは、参加申込書（別紙様式2）に資格要件確認書（別紙様式3）及び必要書類を添えて申込をしてください。申込にあたって提出される書類を次表に示します。

【提出書類】

番号	提出書類の名称	規格	提出部数
1	参加申込書（別紙様式2）	A4縦	1部
2	資格要件確認書（別紙様式3）	A4縦	1部
3	法人等概要書	任意	1部

（1）参加申込書

①提出期限：令和7年7月11日（金）17時必着

②提出方法：持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）若しくは宅配便（手渡されたことが証明されるものに限る。）

③提出先：〒785-0201 高知県高岡郡津野町永野 257

一般社団法人奥四万十高知 TEL：0889-55-3755

（2）資格要件の確認

一般社団法人奥四万十高知事務局で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認し、確認結果を7月14日（月）までに申込者に電子メールで通知します。

10 企画提案書の作成

別途定める「令和7年度 一般社団法人奥四万十高知 総合観光情報誌での奥四万十プロモーション制作事業委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおりです。

11 審査

別途定める「令和7年度 一般社団法人奥四万十高知 総合観光情報誌での奥四万十プロモーション制作事業委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおりです。

12 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後、速やかにすべての提案者に電子メールで通知します。

なお、審査結果は高知県情報公開条例に準じて、開示請求があった場合には開示の対象となります。

（高知県情報公開条例）

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2020081100145/>

13 日程

令和7年	7月11日（金）	参加申込書・資格確認書類提出〆切、質疑受付の〆切
	7月14日（月）	参加資格要件の確認通知、質疑と回答の掲載
	7月17日（木）	企画提案書の提出〆切
	7月下旬～8月上旬	審査委員会（プレゼンテーション）
	8月上旬	審査結果の通知、委託内容の協議等
	8月下旬	委託契約の締結

14 提出書類の取扱い

- （1）提出された書類は返却しません。
- （2）提出された書類は、必要に応じ複写します（当法人及び審査委員会での使用に限る）。
- （3）契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用しません。
- （4）企画提案に要するすべての費用は、提案者の負担となります。

15 問い合わせ先

〒785-0201 高知県高岡郡津野町永野 257
一般社団法人奥四万十高知
電話：0889-55-3755 F A X：0889-55-3770
E-MAIL：oku4man-to@md.pikara.ne.jp
担当者：富岡、瀧石

16 留意事項

次の各項に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。

- （1）提出書類に不備があった場合、若しくは指示した事項に違反した場合
- （2）審査委員又は当法人関係者に対して、本件プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- （3）プロポーザルの手続きの過程で、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

F A X 送信票 (0889-55-3770)

令和 7 年度 一般社団法人奥四万十高知
総合観光情報誌での奥四万十プロモーション制作事業委託業務
公募型プロポーザルにかかる質疑書

令和 年 月 日

事業者名

担当者名

電 話

F A X

E-MAIL

質疑事項

(注意)

- 1 質問 1 問につき 1 枚を使用し、できるだけ簡潔に記載すること。
- 2 受付期限：令和 7 年 7 月 1 1 日（金） 1 7 時必着

令和7年度 一般社団法人奥四万十高知
総合観光情報誌での奥四万十プロモーション制作事業委託業務
公募型プロポーザル参加申込書

令和 年 月 日

一般社団法人奥四万十高知
会長 池田 三男 様

所 在 地

事業者名

代表者名

連 絡 先

(担当者 電話番号 E-MAIL)

令和7年度 一般社団法人奥四万十高知 総合観光情報誌での奥四万十プロモーション制作
事業委託業務公募型プロポーザルに参加します。

令和 7 年度 一般社団法人奥四万十高知
総合観光情報誌での奥四万十プロモーション制作事業委託業務
公募型プロポーザル資格要件確認書

令和 年 月 日

事業者名 ()

番号	内 容	確認欄
1	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること	はい ・ いいえ
2	参加申し込み時点で、奥四万十エリア内の 5 市町（須崎市・津野町・梶原町・中土佐町・四万十町）いずれかの「指名競争入札参加資格停止措置要綱」に基づく指名停止措置を受けていない者であること	はい ・ いいえ
3	「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること	はい ・ いいえ
4	事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な経営基盤を有し、かつ資金等に十分な管理能力を有していること	はい ・ いいえ
5	都道府県税、消費税及び地方消費税、市町村税、法人税を滞納していないこと	はい ・ いいえ